

## 総務委員会

令和3年6月17日（木）

午前10時00分～午後0時19分

議会第1会議室

【出席委員】松永幹哉委員長、村岡 卓副委員長、西岡真一委員、白倉和子委員、  
久米勝博委員、松永憲明委員、中山重俊委員、福井章司委員、  
平原嘉徳委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・総務部 池田総務部長
- ・市民生活部 片淵市民生活部長
- ・地域振興部 古賀地域振興部長
- ・企画調整部 大串企画調整部長
- ・佐賀駅周辺整備構想推進室 武藤佐賀駅周辺整備構想推進室長  
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○松永幹哉委員長

おはようございます。ただいまから総務委員会を開催いたします。

初めに、本委員会の審査日程をお諮りします。皆様タブレットの審査日程をお開きください。

6月17日、18日の日程が記載されております総務部、市民生活部、地域振興部、企画調整部、佐賀駅周辺整備構想推進室の順番で審査を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしとのことですので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了時までにお申し出ください。

現地視察については、資料や執行部の説明、答弁などで質疑が明らかにならず、現地を見なければ賛否の判断ができない場合などに行うことに留意してください。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、総務部以外の職員の皆様は退室していただいて結構です。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

審査に入る前に、執行部の皆さんにお願いしておきます。

今回のペーパーレス化に伴い、タブレットで運用していきますので、委員の準備ができてから説明をお願いします。資料番号、ページ数等は今までと同じような説明の仕方で結構ですから、こちらの準備だけを見計らって説明のほうをお願いしたいと思います。この点、何かないですか。いいですね。

それでは、総務部の議案審査に入ります。

第69号議案を審査します。執行部に説明を求めます。

◎第69号議案 専決処分について（令和3年度佐賀市一般会計補正予算（第3号）） 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について、委員の皆様で質疑がある方は挙手をお願いします。

○松永憲明委員

対象世帯数といいますか、それはどれくらいになっていますか。

○牛島財政課長

支給対象児童数といたしましては、独り親世帯を4,500人、その他の世帯を2,500人と見込んでおります。以上でございます。

○松永憲明委員

そうしますと、それに5万円を掛けた額ということになりますね。1人当たり5万円だからですね。分かりました。

○白倉委員

専決で市が、これは早いほうがいいということで、今、それから2か月なんですけど、執行具合はどんな感じなんですか。

○牛島財政課長

独り親世帯、児童扶養手当の受給世帯につきましては、4月末の支給日に、それと合わせてこの5万円の給付金の支給を終わっております。それ以降、その他の世帯につきましては、申請を受け付けた後に給付する、またはこちらから申請を受けずに対象者が確定できる場合は、既に給付できますという案内を差し上げるということで聞いております。詳細は、歳出のほうでございますので、申し訳ございません。概要としてはそういった状況でございます。

○松永幹哉委員長

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑がないようですので、第69号議案の質疑を終わります。

次に、第62号議案を審査します。執行部に説明を求めます。

◎第62号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算（第4号） 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○松永憲明委員

予算議案の3番、歳入のところなんですけども、7ページの土地建物売払収入のところ、例の高木瀬の清掃工場の北側のところの面積と1平米当たりの単価を教えてくださいませんか。

○牛島財政課長

土地の面積につきましては、約21ヘクタールとなっております。単価につきましては、土地の取得費用と、それに造成費用を加えました金額を先方に売却するときの代金として設定しております。

○松永憲明委員

ですから、その単価がどういうふうになっているか、詳細はわかりますか。

○牛島財政課長

繰り返しになりますけれども、土地を取得したときの費用に、その土地を造成するための費用を加えたものを21ヘクタールの売却代金として12億6,000万円ほどで売却したということになっております。取得単価ということでしょうか。

○松永幹哉委員長

松永憲明委員、以前、詳細に出ていまして、工事費用等、それと周辺の取付け道路関係の工事費を含めて、全部の金額の主要部分とそれに関わる部分を足した金額を――ですから、単価だけでそれを割れないということで、詳細に前回資料が載っています。

○松永憲明委員

分かりました。

○白倉委員

資料3番のページがあれなんですけど、コミュニティ事業助成金2,130万円、愛未来に対して上がってございましたけれども、愛未来といたら、佐賀市では久保田に恐らく事務所を置かれているところだと思うんですけども、このコミュニティ事業自体、宝くじ財団の宝くじの財源でというのはかねがね知っているんですが、NPOに対して、もちろん申請は県にするわけですけども、県が判断してするわけですが、市は真ん中に入っているわけですね。このNPOに対してとか、そういうのも全てオーケーなんですか。私の記憶の中では、この事業がNPOに対して支払われたというのは今まであまり記憶にないものですから、何か要綱が変わったとか、緩和されたとか、そういうのは何かあるんでしょうか。御存じの範囲で結構ですので教えてください。

○武富国際課長

先ほど歳入の部分じゃなくて歳出の部分で愛未来の部分ですけども、実は愛未来は平成24年にも採択を受けられておられます。これにつきましては、助成対象事業といたしま

しては、対象団体は市区町村、広域連合、一部事務組合ということで、私どもがいただいた上で、それを補助するということになっておりますので……

(発言する者あり)

自治総合センターのほうに先ほど言われましたように、愛未来からまず佐賀市のほうに申請がございます。それを県に上げて、県のほうから宝くじのほうに出すと。宝くじのほうから交付決定通知が同じ順番で県に来て、市に来て、団体に行くということになりますので、最初の県とか自治総合センターの要綱上は、先ほど言いました自治体もしくは広域連合ということになります。佐賀市のほうの補助金の要綱といたしまして、先ほどのNPO等が入りますので、そこについては交付していると。まちづくり協議会であったり、それから自治公民館を使う自治会であったりというところが対象になっているというような形です。

○白倉委員

流れは分かるんですが、ということは、NPOであっても、その事業が適切と——ここは国際貢献の部分ですから、認められたNPOがいっぱいあるわけですね。佐賀市の中に事業所を置いている、事務所を置いている、そういうところもこれに関しては申請する資格はあるということなんですか。

○武富国際課長

こちらに関しては佐賀市コミュニティ助成事業補助金交付要綱というものがございます。この要綱上、補助の対象団体といたしましては佐賀市内に住所または活動の拠点を持つ団体ということにしておりますので、御質問のNPO等も対象になるというふうに理解しております。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

○久米勝博委員

同じページのその下に自治公民館建設補助事業で1,500万円、川上大願寺地区へ補助事業があっけいすけれども、普通、この宝くじ助成は宝くじの抽せんと一緒に、なかなか交付対象にならないというわけなんですけど、これはどういうふうにしたらこういうふうな宝くじが当たったような感じになるんですかね。

○松永幹哉委員長

久米勝博委員、今のは歳出で、地域振興部で。歳入の説明、どこまで説明できますか。

○牛島財政課長

すみません、分かる範囲内になりますけれども、川上地区につきましては、令和2年度にも江熊野自治会、それに引き続きましては令和3年度に大願寺自治会でそれぞれコミュニティ施設の建設に対する補助金の交付を受けられております。今回の大願寺自治会につきましては、昨年度、不採択ということになっておりまして、今年度、引き続き手を挙げ

られまして、採択されたというふうになっております。

そのほかに今この自治会館の建設について手を挙げられている自治会は、今のところはないということでございます。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がないようですので、第62号議案の質疑を終わります。

次に、第4号及び第5号報告について、一括して執行部に説明を求めます。

◎第4号報告 令和2年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

◎第5号報告 令和2年度佐賀市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から質疑をお受けします。質疑がある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次に第12号報告について執行部に説明を求めます。

◎第12号報告 専決処分の報告について 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について質疑がある方は挙手をお願いします。

○福井委員

この金額の13万5,000円というのは、かなりの事故だと思うんだけど、それはちょっと中身を教えていただけますか。

○武富国際課長

こちらは運転席のドア側でございますが、運転席のドアが突風で開きまして、相手方のドア前のほうに、助手席ドア付近の前方に当たりまして、その前方のバンパーといいますか車体のほうを全部修理したということで、13万5,000円ということになっております。

○福井委員

ということは、バンパー取り替えてしまうみたいなことになっているわけ。

○国際課職員

内訳につきましては、修理費が9万5,942円、それから代車が必要だったということで、代車費用が3万9,600円ということで内訳を頂いているところになります。以上です。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がないようですので、これで総務部に関する質疑を終わります。

執行部の職員の皆さんは退席されて結構です。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

ここで休憩と、ちょっと私説明する部分がありますので、55分まで休憩を取ります。

◎午前10時47分～午前10時55分 休憩

○松永幹哉委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

執行部の皆さんにお願いいたします。ペーパーレスによるタブレットの運用をやっておりますので、委員のほうで準備できてからの説明をお願いします。今までの説明どおり、資料番号並びにページ数は従来どおりの説明で結構でございます。

それでは、市民生活部の議案審査に入ります。

第63号議案を審査いたします。執行部に説明を求めます。

◎第63号議案 佐賀市市税条例等の一部を改正する条例 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について、委員の皆様、質疑ある方は挙手をお願いします。

○西岡真一委員

固定資産税関係の①雨水貯留浸透施設というのは具体的にどんなものなんですか。

○稲富資産税課長

雨水等を一時的にためたり、地下に浸透させたりして、河川の雨水流動量を抑制するものでありまして、地下に施工する貯留槽とか、浸透性舗装、それから、浸透池とか、浸透ますとか、そういうものが対象となります。

○西岡真一委員

民間のそういうものの整備を促進するということですよ。大体どういう業種がそういうのを造るわけですかね。

○稲富資産税課長

例えば、公園を整備するときに併せて整備するとか、住宅の団地とか、そういう一定規模の大きいものが対象というふうになるところです。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

○白倉委員

個人市民税関係で、大きな2番で(1)番、これに関しては佐賀市における対象者というのが税額とか、何かその辺はどれぐらい見積もっておられるんでしょうか。

○大野市民税課長

セルフメディケーション税制のことでよろしかったでしょうか。

○白倉委員

(1)の中の、特に①に関してはどれぐらい。できればセルフメディケーションが把握で

きるなら、その②、③、市民税関係、それぞれお願いします。

○大野市民税課長

まず、①の国外扶養親族の数ですけれども、一応ざっくりとつかんでいる数値、申告があった分ですけれども、国外の被扶養者数が令和2年度で527人、令和元年度でいえば国外被扶養者数は570人。これは給与支払報告書や申告書等に記載された扶養親族で国外居住者と思われるものについて、うちのほうから事業所等への証拠書類の提出を求めたもの、あるいは税務署から調査を行ったものの数値ということで、最終的な確定値ではないんですけど、大体それくらいの数字というふうに考えております。

それから、セリフメディケーション税制ですけれども、こちらもざっくりつかんでいる分で、確定申告書の欄に一応記載があって、控除額が8万8,000円以下のものではありませんけれども、令和元年度は23人、令和2年度が18人というふうになっております。

○中山委員

先ほどの西岡真一委員の関連ですけれど、雨水貯留浸透施設ということで、低床公園なんかはそうなるんですか。

○稲富資産税課長

対象にはなるとは思いますけれども、これも要するに県に提出するときの認定の計画をきちんと、管理とかそういう計画をうたった上で整備するということになりますので、そこはちょっと県のところの協議というふうになるとは思います。

○中山委員

例えば、兵庫南とか、一丁目から四丁目があって、そして、そういうところで、城東中学校の裏に低床公園があるんですね。鍋島にもあるんですけど、そういうところが関係するのかなあと思ったり。

○稲富資産税課長

新たに整備するときに、民間事業者が計画するということになりますので、その辺も含めて県との協議というふうになってくるとは思います。

○福井委員

先ほどの固定資産税の②のほう、生産性革命の実現に向けた固定資産税に係る特例2年延長なんだけど、具体的な生産性革命の実現というのは、いろいろあると思うし、これは解釈を広げたら何でもかんでも入ってくると思うんだけど、その辺の何か、もう少し具体的な規定等はあるんですか。

○稲富資産税課長

これは先端設備等導入計画というのを、事業者が中小企業とか商工会と連携して計画されて、実際、専門的なところをそこで認定を受けたものを提出していただいて、うちはこの添付書類として認定されたものを承認するという形になりますので、かなり専門的な試算というか、その導入する機械等が上がってくるというふうに考えられます。

○福井委員

そうすると、大体、最終的に国費ということになるけど、件数とかその辺の予測はしているの。

○稲富資産税課長

同様なものが令和2年度でありますけれども、大体52件ぐらい上がっているところがございます。

○福井委員

金額的なものはどうですか。

○稲富資産税課長

令和2年度の実績ですけれども、52件で大体1,470万円ぐらいの実績になっております。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑はないようですので、第63号議案の質疑を終わります。

次に、第68号議案を審査します。執行部の説明を求めます。

◎第68号議案 専決処分について(佐賀市市税条例の一部を改正する条例) 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から質疑をお受けします。質疑のある方は挙手をお願いします。

○西岡真一委員

そしたら、軽自動車税ですけれども、グリーン化特例の延長ということ。ただ、これは適用対象が電気自動車等に限定すると。軽の電気自動車といたら、たしか生産中止じゃなかったですかね。電気自動車等といたらどこまで、どんなのが対象になるんでしょうか。

○大野市民税課長

委員おっしゃるとおり、非常に限定されております。数少ないということで、我々も申請が上がってくるのが減るんじゃないかなというふうに思っております。

具体的に電気自動車等といいますと、軽自動車でいえば、電気の軽自動車、それと、平成30年排出ガス規制に適合するもの、または平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上、窒素酸化物の排出量が少ない天然ガス軽自動車該当するということになっております。

○松永幹哉委員長

ほかに質疑がないようですので、第68号議案の質疑を終わります。

次に、第62号議案を審査します。執行部に説明を求めます。

◎第62号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算(第4号) 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から質疑をお受けいたします。質疑がある方は挙手をお願いします。

○西岡真一委員

委託先はどこになるのでしょうか。ちょっと決まっていらないと思いますけど、大体どういうところに委託するのでしょうか。

○八谷人権・同和政策・男女参画課長

新聞広告とネット広告を予定しております。

○白倉委員

今の西岡真一委員の質問に対する答弁が新聞広告及びネット広告ということで、佐賀市にいわゆる登録されている企業ですね、そこに向けてというんじゃなくて、それはどういうふうな感じでされるんですか。広く一般的に、何を新聞広告とか、先ほどの説明では佐賀市に登録されている企業に関して、そこからというふうな話でしたが、そこはちょっとどう結びついていくのでしょうか。

○八谷人権・同和政策・男女参画課長

佐賀市で、新聞の購読の多い新聞社を予定しているところでございます。

○白倉委員

それで、この事業の対象者、いわゆる事例発表とかいろんなことで取り組んでいるということは、佐賀市に登録されている企業の中から選んでいくわけでしょ。それと、新聞広告というのはどういうふうに結びついていくんですか。個別に当たっていくんではないんですか。その委託費というものの使い方ですね。

○八谷人権・同和政策・男女参画課長

紹介する父親は、男女共同参画推進協賛事業所から推薦していただく。

○松永幹哉委員長

もう一回質問いいですか。

○白倉委員

西岡真一委員の質問自体の答弁がネットとか新聞を媒体としてというふうに言われたので、それはまた別事業なのかなというふうに、ちょっとよく分からないですよ。というのが、今言われているような今度の補正ですね、それに伴ってやっていきたいという事業は佐賀市に登録している推進事業、200社と言われましたかね。その中から個別に推薦いただいて、それを紹介していくというもの。そしたら、それと新聞にPRするのと、その回答を新聞に載せてPRしていくということですか。その新聞にというのと、協賛事業所との関係がよく見えないんです。

○八谷人権・同和政策・男女参画課長

協賛事業所が男女共同参画を推進する事業所で、子育てしやすい環境等も推進している

団体を協賛事業所として登録しております。その中で、家事、育児に積極的に参加されている社員を紹介していただいて、どういうふうに家事、育児に取り組まれているか、どんなことをされているかというのを新聞等で紹介していく、また、ネットのほうでも広告として紹介していくというところで考えております。

○白倉委員

分かりました。そしたら、新聞で広く募集することによって、推進企業も増やしていくというふうな部分も念頭にはあるわけですね。その新聞記事を推進企業が——だけでしょ、応募できる条件としては、それも書くわけでしょ。

○八谷人権・同和政策・男女参画課長

応募は既に登録されている推進事業所のほうに推薦してくださいということで御案内を出すように計画しております。新聞に載るのは、こういう方が家事、育児に積極的に参加されていますというところで、どんなところをですね、男性の家事、育児に参加されている内容等を少し新聞……

(発言する者あり)

そうです。新聞広告で載せるというところになります。

○松永幹哉委員長

広報啓発委託料です。

○白倉委員

分かりました。そしたら、佐賀市に登録している企業に関しては個別に当たっていくんですか。大体対象はどれぐらいの人数を考えていらっしゃるのか。それは全部市が独自で個別に当たっていかれるのかですね。

○八谷人権・同和政策・男女参画課長

登録している協賛事業所につきましては文書のほうで、いらっしゃいますかというところで紹介していただいて、大体16名ほど予定しております。昨年度からの継続事業にはなりますので、また別の企業においても、別の人もいらっしゃるというところで御紹介していただきたいというふうに考えております。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○松永幹哉委員長

ほかに質疑がないようですので、第62号議案の質疑を終わります。

次に、第4号報告について執行部に説明を求めます。

◎第4号報告 令和2年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から質疑をお受けします。質疑がある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、これで市民生活部に関する質疑を終わります。

職員の皆様は退席されて結構です。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

審査に入る前に執行部の皆さんにお願いいたします。

今議会からタブレットによる議案の審査を運用しております。委員のほうが準備できるまで時間の配慮、説明の配慮をお願いします。議案番号、ページ数については今までどおりに説明をお願いします。

それでは、地域振興部の議案審査に入ります。

第65号議案を審査します。執行部に説明を求めます。

◎第65号議案 佐賀市公民館条例の一部を改正する条例 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、第65号議案の質疑を終わります。

次に、第62号議案を審査します。執行部に説明を求めます。

◎第62号議案 令和3年度佐賀市一般会計補正予算(第4号) 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から質疑をお受けいたします。質疑がある方は挙手をお願いします。

○久米勝博委員

先ほど歳入でも質問いたしましたけれども、自治公民館の建設助成、今年度は川上の大願寺地区が採択を受けていますけど、今年度、何か所ぐらいから申請が上がっていたんですかね。

○大坪公民館支援課長

申請については昨年度上げていただいておりますけれども、1件だけでございました。

○白倉委員

ちょっと改めて、ごめんなさい。今回この金額が上がっているんですけど、1つは浮立の鐘の軽量化を図るというのと、それと大願寺公民館のこと。備品関係もあると思うんですけど、これは何というか、補助率というのは、何か事業で違っていましたっけね。公民館建設といろんな備品。そこを改めてちょっと教えていただけますか。

○馬場協働推進課長

まず、協働推進課のほうでしている分が一般コミュニティ助成事業というものでございまして、それは、補助金は100万円から250万円までの間ということで、10万円単位の補助ということになっていまして、全額補助ですね。10万円単位で、端数の分は自己負担とい

うこととなります。

○白倉委員

それは今の鐘なんかの継承。

○馬場協働推進課長

そうです。

○大坪公民館支援課長

コミュニティセンターの助成につきましては、対象経費の60%、上限が1,500万円となっております。

○白倉委員

それは建設のほうで、備品のほうなんかはどんなですか。補助率と上限は、備品調達。

○公民館支援課職員

公民館の備品を購入する場合も、先ほど協働推進課が説明したとおり一般コミュニティ助成事業ですので、補助率も補助金額も同じになります。

○中山委員

いわゆる自治公民館の場合は300万円ぐらいが対象限度じゃなかったんですか。コミュニティとこの違いというのはどういうことにあるんですかね。

○大坪公民館支援課長

先ほど中山委員がおっしゃった、上限が300万円というのは佐賀市の公民館の建設補助事業になりまして、こちらについては、対象経費の20%で上限が300万円というふうになっております。

○松永幹哉委員長

いいですか。この1,500万円の件はどこの対象かということ。

○大坪公民館支援課長

こちらのコミュニティセンター助成事業につきましては、一般財団法人自治総合センターのほうが出しております。

○福井委員

この分は、今1件ということは市に1件なんですか、県に1件なんですか、どちらですか。

○大坪公民館支援課長

例年ですと、9月初旬に募集を開始しております。10月初旬に締切りを行っているところなんですけれども、県のほうからは、市から1件推薦してほしいというふうなお話があっておりまして、複数申請があった場合については市のほうで順位を決めさせていただいて、1位のところを1件推薦させていただいております。

○松永幹哉委員長

県の件数の数字を言ってください。

○公民館支援課職員

今年度の県の一般コミュニティセンターの助成については、4件採択されています。県内で4件採択されています。

○福井委員

ということは、県に申請したら全部オーケーになるわけ。そうじゃないでしょ。そこで申請に対して、県は何件の決定を出されたわけ。

○公民館支援課職員

県に各市町からの応募件数については、ちょっとすみません、把握しておりません。大体応募のあった中から3件から4件、例年採択されるというふうには聞いております。県内でどれぐらい毎年応募があっているかということについては、申し訳ございませんが、把握はしておりません。

○福井委員

今後のためにね、やっぱり少しデータとか調べとってくださいよ。というのは、地域によってやっぱりコミセンを造る、旧市であれば、例えば、地区公民館ということになるので、そういった面でやはりまだ準備されているところがいろいろあると思うんですね。そうしたときにやはり大体これぐらいのパーセンテージでと具体的な指導をしていってもらわないと、あんまり手探りになってしまっているところがあるので、その辺はぜひ補助を受けていく側としてもやっぱり丁寧な説明をしてほしいと思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。どうでしょうか、その辺は。

○大坪公民館支援課長

申請を検討されている自治会に丁寧に説明できるようにしていきたいと思っております。

○白倉委員

ちょっと関連で確認なんですけど、県全体では4件ということで、その中で佐賀市が1件入っていると。佐賀市はいろんなところとつなぐわけですから、佐賀市自体の要望は何件あったんですか。たった1件がそのまま通ったということですか。何件要望が上がって1件採択されたかということ、それで間違いないですかということを確認したい。

○大坪公民館支援課長

今回については、市に1件の申請があって、それを県のほうに上げております。

○白倉委員

そしたら、一般コミュニティもそうですか。

○馬場協働推進課長

そうです。

○村岡副委員長

先ほど県のほうから各市町に1件出してほしいというような感じでおっしゃられたと思うんですけど、これは例年、市には1件の枠というか、市町からは1件ずつでお願いしすとかと、そういうふうに県のほうから数の指定があっているのかどうか。となると、結局

市は幾ら希望があっても取りあえず1件の枠しか確保できないというふうな理解をしているのか、その辺、どうでしょうか。

○大坪公民館支援課長

市から県のほうに上げる枠としては1件で、先ほど説明いたしましたように県の採択は例年3件から4件ということになります。必ずしも佐賀市のほうから上げたその1件が通るかという、そこは保証されているものではございません。

(発言する者あり)

県のほうから市の推薦枠は1件というふうに言われておりますので、繰り返しになりますけれども、複数件出てきた場合につきましては、市のほうで順位づけをさせていただいているということになります。

○松永幹哉委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がないようですので、第62号議案の質疑を終わります。

次に、第3号及び第4号、5号報告について一括して執行部に説明を求めます。

◎第3号報告 令和2年度佐賀市一般会計継続費繰越計算書の報告について 説明

◎第4号報告 令和2年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

◎第5号報告 令和2年度佐賀市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から質疑をお受けします。質疑がある方は。

○松永憲明委員

先ほどの公民館予約システムの導入事業については、昨日議案質疑があったところなんですけれども、ちょっと分かりにくかったもので、端的にまたお聞きするわけですが、何で遅れたのかというところがよく分からなかったんですよ。そこを分かるようにちょっと答えていただけますか。どうして遅れたのかというところ。

○大坪公民館支援課長

導入のスケジュールといたしまして、昨年12月に予算を承認いただいた後に、今回、公募式のプロポーザルで業者を選定するというので、業者選定の準備を行いました。その後、4月に業者を決定いたしまして、その後、システムの構築開発、後に職員の研修を行いました。来年4月からの稼働というふうに計画しておりましたので、繰越しさせていただいたということになります。

○古賀地域振興部長

補足で申し上げます。

これは予算を昨年11月定例会で上げて、同時に繰越明許費も上げております。財源がコロナ対策の臨時交付金でしたので、その11月の補正になったんですけれども、もともと

工期が年度内には終わらないという前提で補正させていただいておりましたので、繰越明許費を上げたときから繰越しを前提ということで、予算議案も上げておりました。以上です。

○松永憲明委員

そうすると、システム稼働、安定稼働を担保するために時間を要したというようなお答えがあつとったと思うんですけども、そのとおりなんですかね。

○大坪公民館支援課長

それも含めて開発していくことになっております。

○古賀地域振興部長

当初からそれもスケジュールとして見ていて、大体3か月ぐらい、出来上がってですね。職員の研修に1か月、それから、その後3か月ぐらいは安定稼働のために工期を見ておりました。その前に開発とかで半年以上かかるということで、最初からそういうスケジュールを組んでいたということでございます。以上です。

○松永幹哉委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がないようですので、次に第13号報告について執行部に説明を求めます。

◎第13号報告 専決処分の報告について 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について委員の皆様から質疑がある方は挙手をお願いします。

○白倉委員

これ自体が損害賠償の部分で、同時に資料3も出されたんですが、10センチメートルって意外と長いんだなあ今改めて思ったんですね。机のキャスターのロックをかけたまま引きずったときにも、いろいろ支障はあるんでしょうが、私たちも扱うんですが、そういうことって往々にあり得ることなんですよね。収納とかするときにも、想定内のことだと思うんですよ。それで、ちょっと心配だなあというのは正直あるんですね。また同じようなことが起こらないか、同じような使い方をする場合は上からシートをかけてというふうに言われましたけれども、大丈夫ですか。こんな聞き方はちょっとアバウトで申し訳ないんですけども、大丈夫なのかなというのをきっちり業者と本当にしっかりと確認されているのか。まだ古くないのでね、ここ自体が。

その点が心配なのと、それと、まず損害賠償が起きたとき、どういう時系列的に——レオタードが破れたというふうに聞きましたけれども、その場ですぐ引っかかって分かってとか、ここに剥離している部分がぶら下がってと言ったらおかしいんですが、どういうふうな状況でそのところは成立しているんですか。そこをお願いします。

○大坪公民館支援課長

そうしましたら、最初に事故の時系列のところをお話しさせていただきたいと思います。先ほど申し上げましたとおり、令和3年3月23日の18時頃にこの受傷者が大会議室を利用しておりました。この剥がれた部分が臀部に刺さりまして、国立病院機構佐賀病院のほうを受診されております。そのときに剥がれて刺さったところについては抜けておりまして、その後、2日通院されております。その後、示談ということになっております。

○松永幹哉委員長

補足ですか。

○建築住宅課職員

最初に言われた10センチメートル剥がれたということについてなんですけれども、こちらについてはメーカーのほうから見解書というか、そういったものが出ております。最終的に10センチメートル程度の長さが剥がれて、けがをされているんですけれども、恐らく初めに傷ができた際には、3ミリメートルから5ミリメートル程度のちっちゃい傷があったんだろうというふうに推測されております。そこに衣類が引っかかって、ちょうど力が加わる方向にめくっていったのではないかと、そのように報告書を頂いております。

あと、日常使うときもやっぱり傷が入ることなんですけれども、先ほどもちょっと説明いたしましたが、やはり使っていく上で傷が入るとするのは仕方ないことなんだろうと思っております。今後、木材を利用した床とする場合には、完全に発生を回避するというのはなかなか難しいのではないかなと思っておりますが、やはり木材の利用促進の観点からは、可能な限り木の床を検討していかないといけないかなというふうには考えております。

それで、ちょっとメーカーからの対策、再発防止ということでもいただいておりますけれども、やはり木床を採用する以上、このような事故が起こり得るという認識の下で、事故を防止するためにも小さなささくれとか傷がある段階で、発見して早く取り除くというのが一番重要ですよというふうな——やはり全く傷が出ないようにするというのは、木材の床というのはなかなか難しいというふうな報告を受けております。以上です。

○白倉委員

ちょっと2点ですが、木材のちっちゃいささくれのときぐらいに早く発見してするのがいいと。今後の使い方も注意されるということですが、それは誰が点検していくんですか。公民館長とか、市側が点検していくんですか。だから、どういう点検の仕方をするかということですよ、再発防止のために。

それが1つと、それからもう一つ、ここに慰謝料が金額的にも上がっていますが、これは治療費も含めてということで、例えば、この中の内訳といいますかね、治療費のみなのか、慰謝料も込みなのか、物損、レオタードなんか破れたと聞いていますから、そこをちょっと内訳も教えておいてください。

○建築住宅課職員

施設の点検につきましては、当然公民館側のほうで点検するということになります。毎日職員が施設、それから設備に損傷がないかは目視で確認しております。それから、机、椅子などの備品につきましては、週に1回、確認しているところでございます。

それから、2点目の賠償額でございますけれども、2万6,995円のうち、内訳ですけれども、治療費が5,190円、着衣代が3,045円、慰謝料が1万7,200円、これは8,600円掛ける2日になります。それと、交通費で1,560円。以上でございます。

○松永憲明委員

事故後、ここの剥がれたところの木材板は替えてあるんですか。

○建築住宅課職員

養生後に取り替えております。

○松永憲明委員

普通、例えば、学校の体育館とかいうところの床板というのは、ほとんどこういうことが起こらないんですよ。たまたま雨漏りしたりなんかしてめくれるとか、反るとかいうのはあるんですけども、こういうことはほとんど起こらないと思うんです。だから、よっぽど何かこれを敷き詰めたときに、材に傷みがあったのかどうか、はっきり分かりませんが、何かの原因が、力が加わったところがあったのかどうか分からないんですけども、普通は考えられないことだなと思うんですね。ほとんど、こういった例の事故というのは、私聞いたことがないんですよ。ですから、どういった業者が、先ほど話があって、ほとんどこういうことはあり得ないだろうと思うんですけども、よっぽど何らかの力が加わって、ほんの少しの傷があったのかどうかだろうと思うんですね。だから、そういったところは建設に関わった業者に最終的に確認していただいて、先ほど答弁もありましたのでお聞きしたんですけども、基本的にもう少しそういうことがないような設計、施工を心がけていただくように、業者のほうに今後同じようなものを造られる場合にぜひとも注意喚起をお願いしておくしかないだろうと思うんです。よろしくお願ひしたいと思います。何か見解があればお願いします。

○建築住宅課職員

今後はその部屋の用途、どういうふうな使い方をされるか、土足での使用も含めて、その辺をもう一度設計時からよく勘案して、材料の選定や工法等を検討していきたいと思っております。

○松永幹哉委員長

ほかにありませんか。

○久米勝博委員

今の久保田公民館のことですけど、今、用途と言われましたけれども、事故が起きた会議室の用途が土足でも利用できるとなったのか。土足で利用とかは——今も土足で利用されているんですか。

○大坪公民館支援課長

今、会議室が土足利用できるのは、久保田公民館だけになります。久保田公民館につきましては支所と合築をしましたので、支所のスペースからそのまま、靴を脱ぐことなく公民館が利用できるようにということで、土足利用とさせていただいております。ただ、今回事故が起きました部分でいくと、大会議室でございますので、スポーツでの利用というのはもともと想定はされていない施設になっております。以上です。

○久米勝博委員

その事故のときも、土足で利用されていたんですかね。

○大坪公民館支援課長

通常理由は土足です。この事故のときは体操の方たちだったので、土足ではなくて通常の体育館とかと同じような利用をされていたと思います。

○久米勝博委員

普通考えたら、土足で利用するところで、じかに肌が触れるような利用はしないのが普通じゃないですか。

○大坪公民館支援課長

通常この新体操のサークルも、もう一つの土足ではない農改センターのほうを利用されておりました。ただ、その日が、その講堂の部分が空いていなかったのもので、団体の希望でちょっと大会議室を使いたいということでの使用となっております。なので、今後は土足で利用する部屋になりますので、そういった、床に直接肌が触れるような利用というのは御遠慮願うようにお話しさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○久米勝博委員

今後お話しじゃなくて、利用規程の中でそういうのをちゃんとうたっておかなければ、事故を起こされて、損害賠償とか慰謝料とか取られたら、これは行政としても、なかなかそこまでのサービスというのは難しいんじゃないですか。やはり利用規程の中でしっかりうたつとんと、そのときたまたま貸したですもんねと、それではいけないんじゃないですか。

○大坪公民館支援課長

今回ちょっとお貸ししたのが激しい運動ではなく、体操程度というところで、通常の公民館の大会議室もそのくらいの運動でしたらお貸ししていますので、そういった普通の公民館と同じような貸出しの仕方をしてしまったという部分があります。委員おっしゃるとおり、やはりそういった危険性がある部分については、十分お話しさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○松永幹哉委員長

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑がないようですので、第13号報告の質問を終わります。

それでは、これで地域振興部に関する質疑を終わります。

執行部の職員の皆様は退席されて結構です。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

委員の皆様にお諮りします。このまま審議を続けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは通します。

それでは、審査に入ります前にお願ひしておきます。

今回はペーパーレスということで、タブレット運用による審議をやっておりますので、委員のほうが準備できるまで見計らって説明のほうをお願いしたいと思います。説明については、議案説明番号、ページ数は今までどおりと同じように説明していただきたいと思ひます。

それでは、企画調整部及び佐賀駅周辺整備構想推進室の案件議案審査に入ります。

第3号及び第4号報告について、一括して執行部に説明を求めます。

◎第3号報告 令和2年度佐賀市一般会計継続費繰越計算書の報告について 説明

◎第4号報告 令和2年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

○松永幹哉委員長

ただいまの説明について質疑がある方の挙手を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、企画調整部及び佐賀駅周辺整備構想推進室に関する質疑を終わります。

執行部の職員の皆様は退席されて結構です。

◎執行部退室

○松永幹哉委員長

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。今回の付託議案の審査に関して現地視察の希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

現地視察はないようですので、当委員会に付託された議案の審査を終わります。

次回の委員会は明日6月18日金曜日の午前10時から採決・まとめを行いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で本日の総務委員会を終了いたします。

令和 年 月 日

総務委員長 松 永 幹 哉